

各支部及び分会のご案内

※各支部は所属分会の正会員および準会員にて構成する

第1支部

- 中央分会
大阪市中央区
- 天王寺分会
大阪市天王寺区・東成区・
生野区・浪速区
- 西分会
大阪市西区・港区・大正区・
福島区・此花区
- 阿倍野分会
大阪市阿倍野区・東住吉区・
平野区
- 住吉分会
大阪市西成区・住之江区・
住吉区



第2支部

- 北分会
大阪市北区
- 旭東分会
大阪市城東区・旭区・
鶴見区・都島区
- 淀川分会
大阪市東淀川区・
淀川区・西淀川区
- 守口分会
守口市・門真市

第4支部

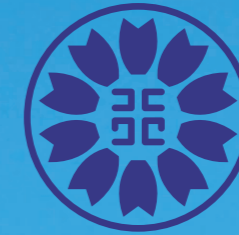
- 東大阪分会
東大阪市・八尾市・柏原市
- 南大阪分会
松原市・羽曳野市・藤井寺市・
河内長野市・大阪狭山市・
富田林市・南河内郡(太子町・
河南町・千早赤阪村)
- 堺分会
堺市美原区

第3支部

- 豊能分会
池田市・豊中市・箕面市・
豊能郡(豊能町・能勢町)
- 三島分会
茨木市・高槻市・吹田市・
摂津市・三島郡(島本町)
- 枚方分会
枚方市・寝屋川市・交野市
- 守口分会
四條畷市・大東市

第5支部

- 堺分会
堺市(美原区を除く)・高石市・
泉大津市・和泉市・
泉北郡(忠岡町)
- 泉州分会
岸和田市・貝塚市・泉佐野市・
泉南市・阪南市・
泉南郡(熊取町・田尻町・岬町)



大阪行政書士政治連盟

行政書士法をより良くするため、政治連盟がその活動をしています。

ひとりでも多くの協力が望まれています。

行政書士の「あなた」の参加が必要なのです。

大阪行政書士政治連盟
会費の内訳

月会費
750円

日政連会費 …… 200円

大政連会費 …… 550円



大阪行政書士政治連盟

〒540-0024 大阪市中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

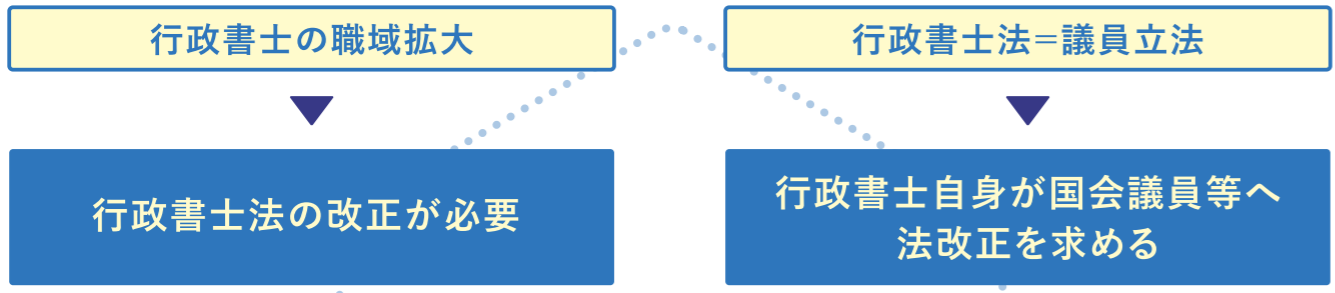
☎ 06-6943-7501

☎ 06-6941-5497

<http://osaka-gyosei.seijirenmei.org/>



あなたも **大阪行政書士政治連盟** に入りませんか？



発議するには、**20人以上の議員の賛成者**が必要となります。(衆議院)

「議員連盟」を作り、活動することになります。

議連結成!

行政書士法改正は全党一致が必要です!

大阪行政書士政治連盟は、特定の政党のみを支援するものではありません。

行政書士制度に理解があり、制度の発展、充実を協力してくれる。そのような議員の方々へ参加、協力をお願いします。



▶ 行政書士制度への理解を深めてもらうため、勉強会や懇親会などで意見交換をする。

▶ 理解し協力してくれる議員の選挙を応援する。

という活動を通して我々の業界を守っています。

安心して業務に励めます。

政治連盟の活動の成果は、**全ての行政書士に等しく及んでいるのです!!**

大阪行政書士政治連盟・大阪府行政書士会の主な活動の成果



成年後見制度の 首長申立てに係る 親族関係図等作成業務

認知症の高齢者や障がい者の方々に親族がいない場合、居住先の市町村の長が後見等の開始の審判の請求を行えることを受け、親族関係図等の作成のお手伝いを首長に代わってできるようになりました。



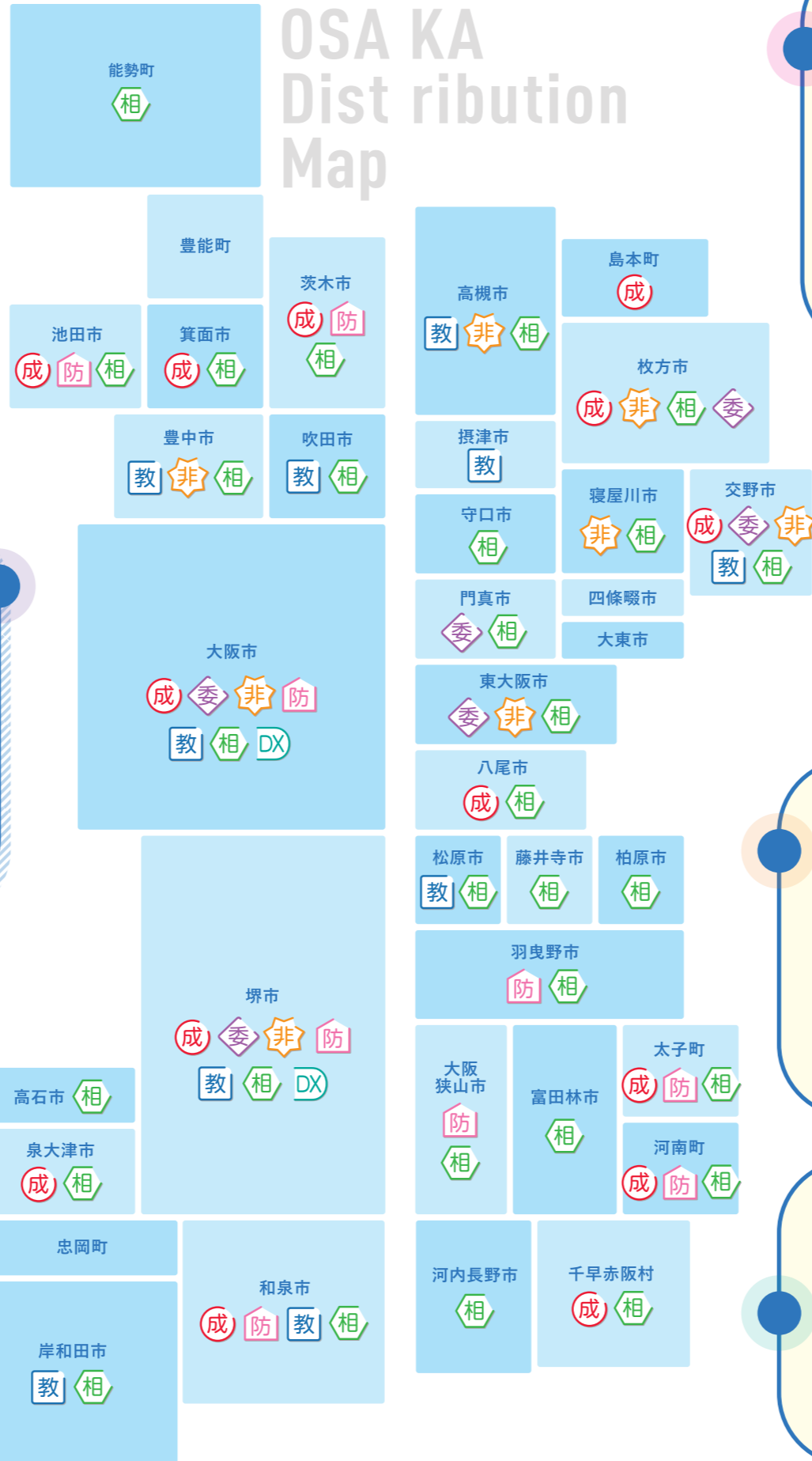
委員登用

官公署へ提出する書類の作成・申請・届出等の行政手続きの専門家である行政書士の専門知識及び経験を活かし、府民生活・市民生活及び府政・市政に貢献するため、大阪府及び市町の委員会・審議会等において行政書士が活躍しています。



無料相談会の 実施

「大阪府行政書士会館」及び「市・区役所等」にて無料相談会を開催しています。



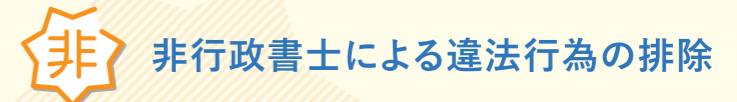
地域防災協定の締結

大規模災害発生時、避難所等に設けられた無料相談窓口で相談業務従事者として行政書士を派遣し、被災者の相談に応じることで、被災者が抱える喫緊の諸問題解決の一助となるべく、大阪府、大阪市、堺市をはじめ各市町と締結しています。



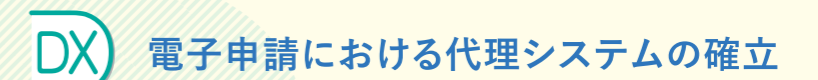
学校教育における 「法」教育の推進

法やきまり、ルール、司法について学び、自由で公平な社会の担い手としての資質・能力を身につけることは極めて重要です。市民に身近な存在である行政書士が、その「法教育」を先導していく土業団体として最もふさわしいと我々は考えています。



非行政書士による違法行為の排除

本会の方針に基づき、行政書士制度の理解、非行政書士による違法行為の排除、行政書士法の周知を各自治体に働きかけ、行政と府民、市民を繋ぐ橋渡し役としての役割を担う行政書士の職域の確保・拡大のバックアップを行います。



電子申請における代理システムの確立

申請・届出手続きの電子化が進むなか、電子手続オンラインシステムに行政書士の代理人申請欄を設けること等、働きかけを行い、行政書士の職域の確保を行います。

日本行政書士政治連盟の主な活動の成果

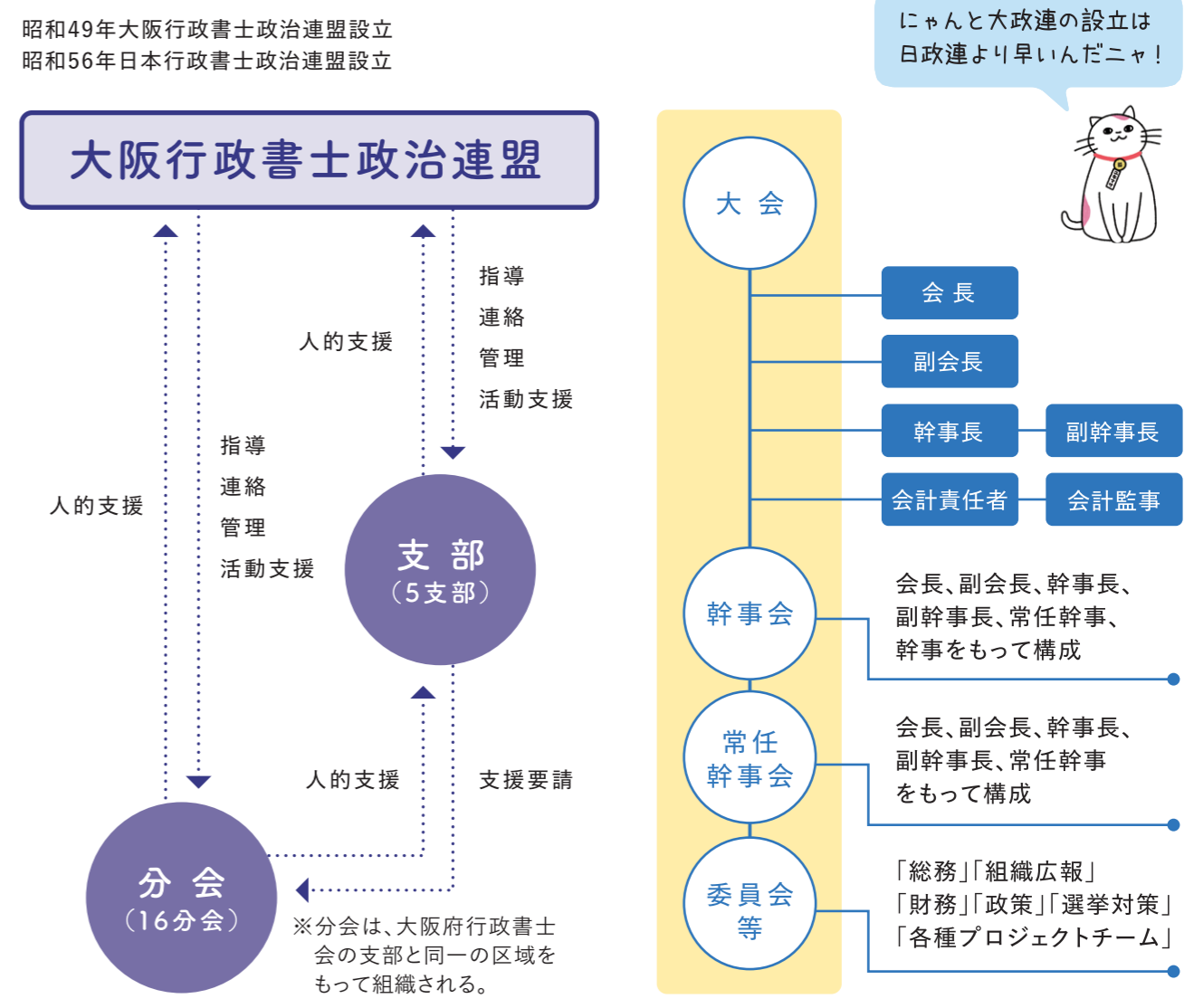
| | |
|----------------|--|
| 昭和59年 3月13日 | ▶ 自動車検査登録書士法の立法化阻止 |
| 平成元年 6月15日 | ▶ 申請取次行政書士制度について陳情し実現 |
| 平成9年 12月4日 | ▶ 行政改革委員会規制緩和小委員会報告 「行政書士による書類作成業務独占の廃止」が 「業務独占の在り方について、今後具体的な検討を開始すべきである」となる |
| 平成13年 6月29日 | ▶ 行政書士法の一部を改正する法律案成立 1、目的規定の整備 2、業務の明確化 ①行政書士が作成することができる書類を 官公署に提出する手続きについて代理すること ②行政書士が作成することができる契約その他の 書類を代理人として作成すること ③行政書士が作成することができる書類の 作成について相談に応ずること 3、行政書士証票の導入 |
| 平成15年 7月30日 | ▶ 行政書士法の一部を改正する法律が公布 1、行政書士法人制度の創設 2、研修の努力義務 3、行政書士懲戒に関する規定の整備 |
| 平成20年 1月30日 | ▶ 行政書士法の一部を改正する法律が公布 1、聴聞又は弁明の機会の付与等に係わる行為の代理権を獲得 2、欠格事由・懲戒及び罰則に関する規定の整備 |
| 平成23年 2月17日 | ▶ 弁理士の種苗法及び著作権法における 代理手続きへの参入阻止 |
| 平成26年 6月27日 | ▶ 行政書士法の一部を改正する法律が公布 1、特定行政書士制度の創設 2、特定行政書士の付記 3、行政書士法人の業務の範囲 |
| 令和元年 12月4日 | ▶ 行政書士法の一部を改正する法律が公布 1、法律の目的に「国民の権利利益に資すること」を明記 2、社員が一人の行政書士法人を容認 3、行政書士会による注意勧告に関する規定を新設 |

大阪行政書士政治連盟
オリジナル国政要望ニャ



※日政連HP参照

組織図



大阪行政書士政治連盟オリジナル国政要望 ①

平成23年2月、種苗法による品種登録の出願先は農林水産省であり、著作権法による著作権の登録の申請先は文化庁(プログラムの著作物については(財)ソフトウェア情報センター)であるので、当該出願及び申請にかかる出願書又は申請書及びその附属書類の作成は、まさに行政書士業務に属するものである旨を強く要望した結果、弁理士の種苗法及び著作権法における代理手続きへの参入の阻止に成功。

大阪行政書士政治連盟オリジナル国政要望 ②

平成30年にデジタル・ガバメント実行計画が制定されたことを受けて、電子申請に本人あるいは代理人の確認を行うことができる方式の採用や本人申請のみを想定したものではなく、適格な代理人による申請も考慮したシステム構築を要望した結果、当時の内閣官房IT総合戦略室デジタルガバメント担当から要望を考慮して進めていくとの回答を得た。